

## 令和8年度第1回軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会

①開催日時 令和8年5月15日（金）10：30～12：00

②開催場所 町役場 第3・4会議室

③出席者 <委員>

川島委員、土屋委員、藍原委員、上田委員、山崎委員、櫻井委員  
高尾委員、新宅委員、竹内委員

<事務局>

土屋町長、児玉総合政策課長、関共生社会推進係長、  
共生社会推進係 三浦

- ④次 第
1. 開会
  2. 会長あいさつ
  3. 町長あいさつ
  4. 議事
    - (1) 令和8年度人権関係事業予定について
    - (2) その他
  5. 閉会

⑤内 容

### 1. 開会

(児玉総合政策課長)

定刻となりましたので、これより令和8年度第1回軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会を開会いたします。

私は、4月の人事異動により総合政策課長となりました児玉と申します。

本日の司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は公開での実施となりますので、傍聴が可能となっている他、後日町のホームページにて議事録を公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。

会議に入る前に、本日の会議への出席は、構成員15名中9人となっており、過半数に達しておりますので、軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会規則第3条第2項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

### 2. 会長あいさつ

(児玉総合政策課長)

それでは次第に沿って説明させていただきます。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆様おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は令和8年度第1回目の会議となります。

昨年度、町では様々な人権に関する事業を行いまして、審議会でも、計画段階や実施報告について共有され、協議させていただきました。

本日は、お手元の次第にありますとおり、令和8年度に実施する予定の事業について事務局から説明がございます。委員の皆様からはご意見を頂戴しまして、よりよい計画に繋がるよう期待いたします。

また、事務局の体制が変わりましたので、後ほど児玉課長からご紹介いただきます。

本日の会議が充実した時間になりますよう、皆様のご協力を何卒よろしく願いいたします。

### 3. 町長あいさつ

(児玉総合政策課長)

ありがとうございました。

続きまして土屋町長より挨拶申し上げます。

(土屋町長)

おはようございます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より軽井沢町の人権意識向上にむけてそれぞれのご立場からご活躍いただきましてありがとうございます。

町の人権施策を総合的に行うため、昨年度に「軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会」を発足し、関連する事業について、委員の皆さまから貴重なご意見を賜ると同時に、講座や研修会への参加、関係者への周知にご協力いただきありがとうございます。改めて感謝申し上げます。

本日は、令和8年度第1回目の会議となります。

4月の人事異動により総合政策課長をはじめ、事務局も顔ぶれが変わっておりますので、後ほどご紹介させていただくとともに、今年度予定している事業について、改めて説明させていただきますので、委員の皆さまの忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

発足時の審議会でもお話ししましたが、国際水準の人権意識を醸成し評価されることで、軽井沢町が真の国際親善文化観光都市となるとの目標を掲げております。今年度も様々な形で人権に関する事業を行ってまいりますのでご説明させていただきます。

昨年度の2月に行った審議会の際も、参加いただいた委員の方より町の施策について「応援している」との力強いお言葉もいただきました。今年度も工夫を凝らしなが

ら事業を進めてまいりますので、皆さまにも引き続き、ご参加ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

それでは皆さま、どうぞよろしくお願いたします。

(児玉総合政策課長)

ありがとうございました。

続きまして、会長、町長よりお話がありましたとおり、4月1日付の人事異動に伴い、事務局の人員が一部変更となりましたので、ご挨拶させていただきます。

(順次、自己紹介)

(児玉総合政策課長)

それでは議事に入らせていただきます。

これより先は、審議会議規則第3条の規定により、会長に議長をお願いいたします。会長よろしくお願いたします

#### 4. (1) 令和8年度人権関係事業予定について

(会長)

それでは議事を進めさせていただきます。

議事に入ります。議事(1) 令和8年度人権関係事業予定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

令和8年度人権関係の事業計画について説明させていただきます。

お手元に配付させていただいた資料をご覧ください。令和8年2月に開催しました令和7年度最後の審議会の際にもお示したところですが、本日は今年度最初ということのでいくつか動き出しているものもありますので、改めてご説明をさせていただきます。

まず、1の軽井沢町主催事業の(1)、(2)及び(3)ですが、こちらは委託事業として専門の事業者を選定し、実施を行うものとなっております。

(1) みんなの共生未来会議事業は、男女共同参画、ジェンダー平等に関する啓発意識の醸成のための取り組みとなっております。今年度も、昨年度と同様に地域女性の交流の場である「つながりラウンジ」を週2日から3日開設するとともに、研修会を年4回程度実施。また、啓発用のパンフレットの作成予定となっております。

(2) 多文化共生推進事業は、外国籍住民と日本人住民との交流の場作りである「みんなのサロン」の開催と、やさしい日本語作成体験等、外国人との共生についての心構えやポイントなどを学ぶワークショップを昨年度からの継続事業として行います。

みんなのサロンは、住民同士の交流の場になる他、町として、地域内の外国籍住民のコミュニティの創出や、行政情報を発信した際に、各コミュニティに情報を広げていただく、ハブとなるようなキーマンを探すという意味合いもあります。昨年度外国籍住民

の方にも多く参加いただきましたが、まだ明確なコミュニティやキーマンの方とは接触できておりませんので、引き続き継続して実施させていただきます。

なお、町内の外国籍住民は、令和6年3月の際は834名、令和7年3月の際は921名、令和8年の3月末で1,060名ということで増加しております。

町内の現状は、詳細には調査できておりませんが、全国的な傾向で見ますと、やはり、言葉の壁が困りごととしての大きい部分を占めていることから、当町においても、日本語を学ぶ機会の創出も視野に入れながら取り組みを検討しているところであります。

その前段として、まずは今年度、日本語学習に係るボランティア養成講座を実施させていただきます。日本語学習に関わるボランティアというと、少し硬い感じがしますが外国籍住民の方に寄り添っていただき、日本人との間を繋げていただく役割や、簡単な日本語を教えていただき、話し相手や相談相手になっていただいたり、イベントなどに行く際に、声を掛け合ったりしていただくといった地域の中で実践していただける方を増やしたいという目的で、文化の違いなどを超え、共生するための気構えや活動してもらう際のポイントなどを学んでいただくための講座行う事業を新規で実施予定となっております。

続いて、(3)障がいのある方への合理的配慮義務化に関する町内事業者への周知啓発及び配慮方法についての実践的な研修の実施として、共生社会実現推進事業を行います。こちらは、3年目の事業として様々な障がいや特性などがある方について、事業者の方々に実践的に学んでいただくことがたくさんあるため、引き続き実施するとともに、住民の皆様にも知ってもらうため、啓発パンフレットの作成を予定しております。

この(1)から(3)につきましては、先日5月11日及び5月12日に契約候補者となる事業者を選定するために、公募型のプロポーザルを実施しました。参加事業者より運営体制などを含め、事業の企画内容をプレゼンテーションしていただき、契約候補者を選定したところであります。

今後は、仕様書の見直しや最終調整をいたしまして、契約を締結できましたら急ぎ今年度の事業実施に向けて、準備を行う運びとなっております。

委託事業の関係について、以上となります。

事業の割合として、(1)から(3)が大きい部分となりますので、改めて詳細を委員の皆様にご説明しましたが、以下資料の(4)以降については記載のとおりとなりますので説明は省略させていただきます。

なお、1点だけ令和7年度の第1回及び令和7年度最後の会議の際に、皆様からアドバイスいただきました、事業実施にあたっての子ども意見聴取について、人権関係の事業については、教育委員会等の各関係部署などと既に調整を始めております。ただ学校側の負担もありますので、なかなか学校を通じての全校生徒へのアンケート調査等は、難しいものがあるかと思っておりますが、町が主体して行うイベント、例えばユニバーサルスポーツ祭、地域活動見本市、消防フェスティバル等の関係機関のイベントや寄り道カフェ、噴煙祭、放課後子ども教室、各種児童館におけるイベントといったような学校の行事や関連施設で子どもたちが参加するところに、担当がお邪魔させていただき、質問票などを使いながら実際の生の声を拾うような形で何とか進めていければと考えて

おります。

また、意見などを聞いた後のフィードバックについても肝要とっておりますので、実施方法を検討しながら進めていきたいと考えております。

質問する事項としては、(1) の男女共同参画に関する事業の中に子ども向け講座がありますので、そちらの内容について、実施方法やどのようなやり方がよいかということ、(4) のユニバーサルデザインについての啓発方法について、前回の委員会の中でも、チラシをユニバーサルデザイングッズと合わせて配るというやり方が少し古いかなどという話もありましたので、例えば動画作成も含めて子どもたちに意見聞ければと思っております。また、(5) 人権ポスターコンクールの実施方法等などについてもお聞きしたいと考えております。

以上が現時点での事業の説明となります。

また、各種事業について進捗がありましたら、都度委員の皆様と共有させていただきますので、ご意見等いただければありがたいと思います。

事務局からの説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございます。

では今、ご説明ありました人権関係の事業予定につきまして、何かご質問ありますでしょうか。

(A委員)

教えていただきたいのですが、先ほど軽井沢町に居住する外国人の方が 1,060 人ということで、ざっと 20 人に 1 人は外国の方で、以前見た情報だと 80 カ国ぐらいで 800 人ぐらいだったと思います。

本当に様々な外国の方がおり、やはり多文化ということで近い文化圏の方々もいれば、まったく違う方々もいて、日本の文化と外国の文化というよりは、外国の文化も多様性があり、そのような多様な文化同士の交流も考えられると思います。

現在、実際に何カ国ぐらいの方が 1,060 名おり、文化圏としてどのような方々が主流かなど、何か分かることがあれば教えていただきたいです。

(事務局)

国籍としては、97 カ国です。

やはり ISAK 関係で来られている方も多く、一人、二人で軽井沢に来ていただいている方も多くいらっしゃいます。

以前、この審議会でもお話したかもしれませんが、割合として、アメリカが 100 名くらい、中国の方が 130 名くらい、ミャンマーの方が 60 名くらい、インドネシアの方が 60 名くらい、ネパールの方が 80 名くらい、ベトナムの方が 87 名くらい居ます。また、韓国の方も多く 57 名くらいおります。

アジア圏の方は、おそらく国内においてかなり多いかと思いますが、やはり軽井沢の

特徴としては、アメリカの方等が多いかなと思います。

滞在資格など国籍に連動した数字については、現在集計中ですので揃ったところでお示ししたいと思います。

(A委員)

コミュニケーションとしては、やはり英語が中心なのでしょうか。

(事務局)

町内にお住いの外国籍の方たちとの繋がりや、どのような暮らしをされている方々がいるかを知りたく、「みんなのサロン」を行いました。本当に限られた一部の方々がお試しで来てくれたという感触です。

そこでは、ベトナムの方やアメリカの方も来ていただきましたが、おおむね英語や片言の英語をつかっておりました。また、日本語が少しできる方もおりました。

最初は、我々も委託事業者の方にお願ひし、様々な国の方に対応できるように翻訳機を導入していましたが、やはりコミュニケーションを取るときに、翻訳機を通すと上手くいかないことがあり、コミュニケーションが逆にとれなくなることがありましたので、途中からは片言で話す他、身振り手振りでコミュニケーションをとった方が仲良くなれたと思います。

英語だけではやはり駄目なのかなという感じは体感としてありました。

(A委員)

去年10月に国勢調査が行われましたが、外国籍の方々も調査対象ですので、回答していただいた外国人の方について、どのような方々がいて、どのような仕事をしているかということについても把握は可能だと思います。

6月に速報が出るかと思しますので、調査結果も参考にするとよいと思います。

(町長)

今の補足ですが、ISAKでは87ヶ国の学生がおり、97ヶ国のうちほとんどがISAKの方だと思います。先ほど事務局の説明にありました主要な国以外のところはおそらく1、2名であると思っています。ISAKでも洗濯機を使ったことがない方もいて、使い方を教えてあげなければいけなかったなどの話も聞いています。決して裕福な人たちだけが来るわけではなく、UWCになってからは、奨学金などのお金で来ている人も多くいます。そういう面においても、かなりの国籍の方が増えてきたというのがあると思います。

また、働いている人では、先ほどミャンマーが町内に60人くらい居るとのことですが、実際に飲食業などで接するミャンマーの人たちも増えています。

時々、利用している町内の宿泊施設にも働いている子がおり、向こうの日本語学校で学び、サービス業や飲食業で業務をしている方がおります。

また、他の宿泊施設においても最近増えており、接客サービスのところは、ほとんどが外国籍の方です。なお、農業系や工業系、土木系の人については、おそらく職業の格

差があるため、みんなのサロンで繋がりたいくても、ほとんど人が働いている方のため繋がるのが難しいのかと思います。

医療系でもミャンマーの看護師や看護師の人たちの採用について提案が最近出てきているので、今後そのような人たちも増えてくると思います。

(A委員)

ISAKは軽井沢特有の条件、環境だと思えますが、それ以外においては日本の縮図を見ているような感じがします。

やはり外国の人たちの労働力に頼っているような感じに見受けられます。

(町長)

外国人労働者について、今後も減らないと思います。

その前提においても、支えている部分として捉えてかなければいけないと思います。

(B委員)

外国の方がたくさん来られているのが分かりました。中には、長年町内に住んでいらっしゃる外国人の方もいると思います。そのような人たちの中では、コミュニティが存在しないのでしょうか。

事務局の話だとキーマンを探しているということで、以前、中央公民館で外国の食事を提供し交流するようなことも何回かやっておりましたが、参加した方のうち、コミュニティの中心となる方が誰かいらっしゃるのかどうか。

私の友人でも長く軽井沢町に住んでいらっしゃる外国の方もいます。そのような方はある程度コミュニティを持っていると思います。まずはそういった方に働きかけをしてみたらどうだろうと思いました。

(事務局)

そのような方には、毎年事業をやる前にコンタクトを取らせていただき、ご本人様の持っているコミュニティで、我々のイベント等を情報発信してもらったりしています。

長く安定して軽井沢町にいらっしゃる方たちが多くおり、そのような方はご自身のコミュニティでも情報発信していただいていると思います。

しかし、先ほど町長からもありました、農業系や土木系で働いている方などは、働くことが忙しく、相談する場所が無く、日本語でしゃべることが十分でなかったりすることもあると思います。

我々はそのような方にも繋がってもらうため、どのような方法で繋がっていくかを模索し、去年は様々な広報媒体で周知活動を徹底して行いました。

しかしながら、そもそもチラシを見ない方やチラシを見る文化がない場合があり、最終的には委託事業者の方と話したのは、直接歩いて出会った人に話をし、少しでもそこから関わりを作って、お友達を誘ってきてもらう等の行動をとらないとおそらく人づてや仲間内で情報を知ることが多くあるので、今年はそういう部分に力を入れたい

と思っています。

(B委員)

基本的なところは多分されていると思います。今は新しく入ってこられた方を中心に考えているということですね。

(A委員)

キーマンもそうですけどもキーになる団体、例えば IAK さんとかはどのような感じなのでしょう。

(事務局)

IAK さんなどの団体にもアプローチをお願いしています。

また、ボランティアで中央公民館を使い日本語を教えていただいている方もおります。そのような方にも町の施策の紹介やアプローチをお願いしているところですので、継続して行っていききたいと思います。

(町長)

雇用者へのアプローチはどのようにしていきますか。

(事務局)

我々としては、商工会、観光協会、ホテル旅館組合。また、町内事業所の中で人権の啓発等を行っていただく軽井沢町企業機会均等推進協議会という 43 社さんが協力して賛同いただいている協議会がありますので、そちらにも情報発信させていただき、会員の皆さんに周知をさせていただいております。

また、入管庁で、在留資格のうち特定技能の方たちが町内に転入、町外に出たりするときに、所属する自治体に協力確認書という書類を提出するようになっております。

協力確認書の提出があると、外国籍の方を雇っている企業の人事の方や代表者の方がわかるので、「町ではこのようなイベントをやるため、従業員の方にも周知してください。」といったアプローチ方法で周知させていただいております。

(町長)

町内で働くミャンマーの方にお話を聞いたところ、同じ国籍同士のコミュニティのつながりは無いとのことでした。感覚的には同じ国同士で連絡取り合っていると思いましたが、職場でのコミュニティのみで、働いているとなかなか外でのコミュニティづくりまでの余裕がないのかなと感じました。

(A委員)

人権擁護委員として活動していますが、外国人からの差別に対する人権相談というのは、事例を聞いたことがありません。

おそらく、そういう制度があることや、どこに行ってもどう相談していいかわからないという状態があるのかもしれませんが。

(町長)

コミュニティ作りはなかなか現状だとハードルが高いかも知れませんが、地道に続けていく必要があると思います。

(事務局)

例えば、相談する人がいないため、町のルールがわからない。そして、間違っていること自体を分かってない場合もあり、さらにそれを指摘してくれる人もいないし、聞く人もいないという状態になっており、地域の中でもトラブルになったりする可能性もあります。

少しでもみんなのサロン等に参加してくれた際には、交流する場と行政情報を少し織り交ぜたりする場合もあるので、例えば防災関係の話をしてみたり、ゴミのルールの話などで少しずつ知ってもらい、また、ご自身のための予防接種のお話など、情報発信していくことで、徐々に町内のキーマンになる方や、コミュニティが見つかり始めると、自分たちの言語でお友達に情報発信をしてもらう等、少しずつ広がっていくのかなと思っています。

(会長)

また、アイデアやこんな人と繋がったなどありましたら教えていただければと思います。

他にご質問はよろしいですか。

子どもの意見聴取について、C委員どうですか。

(C委員)

先日議会だよりを拝見しましたが、「子どもの意見をもっと聞けるようにしたらいいじゃないですか」という質問に対し、「既にそれぞれの施策で子どもたちの意見を聞いています。」という回答でした。

今回も子ども向けの事業について子どもたちの意見を聞いて、フィードバックをしてくれることについて、すごくありがたいと思います。それぞれの町がやりたいことに関して、これについてどう思いますかと、ターゲットである子どもに意見を聞くこと自体は、とてもすごく必要なことだと思います。

しかし、いわゆる子ども基本法や子どもの権利条約でいうところの意見を聞いてもらうことは権利の保障として十分かというところ、そうではなく、あくまでもその調査の客体として意見を聞かれるということだけでなく、子どもの権利というときにやはり子どもの主体性ということがまずスタートにあるものだと考えます。

子どもが自分のことに関して、必要な情報が提供され、自分たちで考えて主体的に行動をしたり、意見を言ったりすることができる、場や必要な情報が提供されていたりと

考えると、町がこういうことをやりたくて、大人がこういうことをやりたくて、それについてアンケートをするよ、ワークショップをして子どもを集めて意見を聞くよ、ということはずこし質が違うということ、軽井沢町だけではなくて社会全体の大人の意識として、まだまだアップデートをしていかなければいけないところではあると思います。

子どもの意見を聞く、主体的に発信をするっていう機会や仕組みがない状態で、子どもたちからのそういった意味での主体的な声が上がってくるっていうのはなかなか難しいと思います。

町民向けの研修・子ども向けの研修もそうですが、まずは町の中で、この仕組みを作る側の方たちについて、職員向けの研修会を通して進んでいただきたいなと思いました。

(町長)

おそらく、議会だよりにはもっと踏み込んだことが書いてあると思います。町の答弁では、子どもの意見聴取について仕組み化しますという形で、ただそれにはC委員が言われたようなことも含め、急激には難しいですが少なくともそういう場作りや、仕組み化を施策に反映するというところで議会だよりそこまで書いてあったと思います。

(D委員)

昨年度もやらせていただきましたが、子どもたちが総合的な学習の時間の中で、町のことについて、人権に限らず子どもたちの目線で「こういうことができないかな」という素朴な疑問からスタートし、町役場の方にいろいろ聞きながら、子どもたちも調査し、最終的に提言、意見という形で去年12月に町に挙げさせていただき、いくつかの提言や意見を町の方でも取り上げていただきました。

子どもたちも非常に嬉しかったっていう感想をもらっています。

また、今年も中学校3年生ですけれども、1年生のときから耕してきた集大成っていう形で、3年の総合的な学習の時間で11月27日の金曜日に議場で発表するというところで、今少しずつ子どもたちがスタートしています。

(町長)

子どもたちの意見の中から現在2件ほど町の施策として実現しています。

一つが、ルイザちゃんをもっと活用すべきだということです。それについては既に予算化し、今年度の施策に入っております。

もう一つが、産後ケアの必要性です。なかでも、心理的なサポートが必要だということで今年度保健福祉課の事業として、取り上げております。

(会長)

ありがとうございます。

引き続き情報共有できればと思います。

他にご質問ございますか。

では、事業予定についてまずご承認をいただきたいと思います。1号議案につきましてご承認いただける方は拍手をお願いいたします。

(拍手多数、委員承認)

(会長)

ありがとうございます。

では拍手により、本議題については承認されました。

それでは議事2その他になります。

事務局から連絡事項ございますか。

(事務局)

先日メールで事務局より皆様にご連絡させていただきましたが、6月19日金曜日に小諸市市民交流センターにて東信地区社会人権教育研修会が開催されます。研修では、「医療現場から考える人権学習—外国籍住民・女性・高齢者等をめぐる演劇的アプローチ～若月俊一医師と80年前の佐久病院～」ということで、佐久病院の若月先生のエピソードを絡めた研修会となっています。

後半は分科会として「部落問題学習にどう取り組むか」、「絵本の中のジェンダー」、「犯罪被害者等に寄り添う」、「参加型人権学習演習」の4つに分かれて研修をしていただくような形になります。

ぜひご参加いただければと思っています。既に出席の回答いただいている方もいますが、事務局までに5月26日火曜日までにご回答いただければと思います。

事務局から事務局から以上ですか。

(会長)

他に全体を通して皆様から委員の皆様から何かございますか。

(町長)

朝日新聞と日経新聞の記事に人権等に関連する記事がありましたので紹介します。

1つ目がジェンダー平等について、今年度も我々が推進していくにあたって、ジェンダーといったときに、様々な課題がいろいろあるなと感じました。人間を強制的に分化してよいのかという問題と、何を抑圧として考えるかなどといった路線の違いが女性の中でも起きているというようなことが記事に書かれておりました。これはもっと勉強しないといけない、役場側でも勉強しないといけないと思っておりまして、全部平等って言ったときに、結構複雑なことだと思います。

もう1つは、障がいの方について、昔から何が障がいか、健常かという二元論ではないというのは、もうご承知のとおりだと思います。記事を読んで1点だけ気づかされたのは、そもそも合理的配慮と言った時点で、意識として障がいのある人を下にみており、その人たちに配慮しましょうという構図になっているということです。基礎情報と

して意識しておいた方がいいかなと感じました。

確かに合理的にも配慮しなくてはいけないというようなそういう目線で我々はいるなと気付かされました。障がいという言葉もネガティブな感じで歴史的にもそうですけど、我々が意識的に脱出しなくてはいけないのかなと思い紹介しました。

(会長)

ありがとうございます。

他にございますか。

ありがとうございます。

それでは議事が全て終了いたしましたので、皆様ご協力ありがとうございました。

それでは事務局にお返しいたします。

(事務局)

新宅会長どうもありがとうございました。

また本日ご出席いただきました委員の皆様におかれましても、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

町内の人権感覚を国際レベルまで引き上げるために皆様とともに、取り組んでまいりたいと思っておりますので引き続き、引き続きご協力をお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして令和8年度第1回軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。